

学術誌「総合理学療法学」掲載著作物の利用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、センター）が発刊する学術誌「総合理学療法学（以下、総合理学療法学）」に掲載された著作物（総合理学療法学に掲載された論文などすべての文書および図表のことを指す。以下、著作物という。）について、引用および転載の基準と手続きを定めることを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 総合理学療法学に掲載された著作物の著作権は、国内外の別を問わず全てセンターに帰属する。

(著作権の利用)

第3条 著作物は、次に掲げる区分により利用することができる。

- (1) 引用
- (2) 非営利目的での転載
- (3) 営利目的での転載

(引用)

第4条 著作権法第32条第1項に規定する方法で利用することとし、次に掲げる基準をいずれも満たした場合、センターの許諾を求めることなく著作物を引用することができる。

- (1) 既に公表された著作物であること
- (2) 「公正な慣行」に合致していること
- (3) 引用部分が明確であること
- (4) 引用する必然性があること
- (5) 引用部分を改変しないこと
- (6) 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲」であること
- (7) 主従関係が量的・質的に明瞭であること（自身の著作物が主たる存在であり引用部分が従たる関係になっていること）
- (8) 著作権法第48条第1項、第2項に基づき出典を明示すること

(非営利目的での転載)

第5条 第3条第2号に規定する非営利目的での転載について、次に掲げるいずれかの場合において著作物を使用する際は無償とするが、事前に必ずセンターへ転載の許諾を得なければならない。なお、使用目的の判断については、センターに委ねるものとする。

- (1) 大学を含む教育・研究機関、医療機関に所属する教育・研究者、学生が、学術研究および教育のために転載する場合（学術書および教科書を含む。）

- (2) 個人が非営利目的で私的な学習や研究のために転載する場合
- (3) 非営利団体が公益目的で転載する場合
- (4) その他（前第1号から3号に規定する転載に類する場合）

(営利目的での転載)

第6条 第3条第3号に規定する営利目的での転載は、次に掲げるいずれかの場合において著作物を使用する場合は有償とする。なお、事前に必ずセンターへ転載の許諾を得なければならず、使用目的の判断についてはセンターに委ねるものとする。

- (1) 出版社や医療機器メーカーなど営利企業が商業目的で転載をする場合（ただし、学術書および教科書など主たる目的が学術的な知識の普及や教育の場合は非営利目的での転載とする。）
- (2) 個人が主催する参加費を徴収するセミナー、営利企業向けのコンサルティングなど個人の利益を直接の目的として転載する場合
- (3) その他（前第1号および第2号に規定する転載に類する場合）

(転載の申請)

第7条 第5条および第6条の規定により転載を行う場合、次に掲げる要領で事前にセンターに対して転載の申請を行い、センターの許諾を得なければならない。

- (1) 転載の申請を行う者（以下、申請者）は、センターが定める転載許諾申請書（以下、申請書）に掲げる事項に記入し、センター編集部へ提出する。
- (2) 申請者は、著作物の内容を翻訳して転載する場合も含め、著者および共著者の許可を得たうえで転載の申請を行わなければならない。
- (3) 申請書は、次に掲げる書類を同封する。

ア 転載許諾申請書

イ 利用したい総合理学療法学掲載論文の該当ページのコピー

文章の場合は、転載したい文章の開始箇所と終了箇所が分かるページのコピー、図表の場合は、図表が掲載されたページの版面全体が写ったものを準備すること。また、枠線で囲うなど、転載箇所が分かるように明示すること。

(転載の許諾)

第8条 申請者より転載の申請があった場合、センターは、学術誌編集部による審査を経て転載の許諾の可否を決定する。

- 2 センターは、前項の許諾の可否の決定にあたり、条件を定めることができる。
- 3 センターは、著作物のうち本文および図表に限り転載を許諾するものとする。
- 4 本文の転載は著作物全体の5分の1以内、図表は3点までとする。
- 5 センターは、第1項に掲げる転載の許諾の可否の決定後、結果を申請者に通知する。

(出所の明示)

第9条 総合理学療法学に掲載された著作物を利用する場合は、次に掲げる方法で出所を明示しなければならない。

- (1) 文書の場合は、引用もしくは転載部分の前後を1行アキとするなどの方法で本文と区別をつけ、その末尾に出所を付記する。
- (2) 図表の場合は、表題に隣接して、出所を括弧などでくくり付記する。
- (3) 出所の記載は、著者名、題名、総合理学療法学、巻、頁および発行年とする。
なお、転載の場合は、出所の明示に加えて、〔総合理学療法学より転載許諾を得て転載〕と“ことわり”を入れ、引用との違いを明確にする。

(著作物の電子的利用)

第10条 著作物の電子的利用の場合（ウェブサイトやデータベース、SNSへの掲載、電子書籍への利用などの場合をいう。）においても、この規定の定めに従う。

- 2 前項に規定する場合、アクセス制限や複製防止措置など、著作物の著作権保護のための適切な措置を講じなければならない。

(著作者人格権の尊重)

第11条 著作物を利用する際は、著作者の名誉や声望を害する方法で利用してはならない。

(宣伝媒体誌への転載)

第12条 宣伝媒体誌（医療機器メーカーが発行する医療従事者向けの情報誌、カタログ、パンフレット、ウェブサイトなどをいう。）への転載については、次に掲げる要領に従い厳格に審査を行う。

- (1) 宣伝媒体誌への転載申請があった場合、センターは転載の目的、内容、対象閲覧者、配布方法などを詳細に検討する。
- (2) 転載内容が製品の宣伝や販売促進に直接結びつく判断される場合、原則として転載を許諾しない。
- (3) 転載が認められる場合でも、転載物に「本転載はセンターの見解を示すものではない」旨の免責文を明記することを条件とする。
- (4) 転載許可の期間は原則として1年以内とし、期間延長の際は、再度第7条の規定に基づく申請を行わなければならない。

(料金)

第13条 引用および非営利目的での転載の場合は、利用料を無償とする。

第14条 第3条第3号と第6条に規定する営利目的での転載の場合は、利用料を有償とし、料金は次に掲げるとおりとする。

(1) 本文（論文全体の5分の1以内）30,000円

(2) 図表1点あたり、50,000円

(附則) この規程は、2026年6月10日から施行する。